

＜新旧対照表＞

編・章	旧	新
<p>第1編 総則 1・2 用語の定義</p> <p>1・6 受水槽に直結する給水設備の共同住宅に係る各戸検針</p>	<p>2 水道事務所とは、横浜市水道局給水サービス部の各水道事務所をいう。</p> <p>＜解説＞ 2 給水装置工事については、各水道事務所が扱う。</p> <p>各戸検針を受けようとするときは、管理者（水道事務所）に各戸検針の申請を行わなければならない。</p>	<p>2 給水工事受付センターとは、給水装置工事の申込受付並びに水道管の埋設状況調査及び函面交付等を行う事務所をいう。</p> <p>また、水道事務所とは、現場立会い（給水装置工事の完了検査等）及び料金関連業務等を行う事務所をいう。</p> <p>＜解説＞ 2 給水装置工事については、給水工事受付センター及び各水道事務所が扱う。</p> <p>各戸検針を受けようとするときは、管理者（給水工事受付センター）に各戸検針の申請を行わなければならない。</p>

<新旧対照表>

編・章	旧	新
<p>第3編 給水装置の基本計画 3・2・2 給水水圧調査</p>		
<p>3・3 計画使用水量の決定 <解説> (3) 一定規模以上の末端給水用具を有する事務所ビル等における同時使用水量の算定方法 <給水用具給水荷単位表></p>	<p>(注2) 給湯栓併用の場合は、1個の水栓に対する器具給水荷単位は上記の数値の3/4とする。 (社) 空気調和・衛生工学会：空気調和・衛生工学便覧第14版、第4巻(平22)</p>	<p>(注2) 給湯栓併用の場合は、1個の水栓に対する器具給水荷単位は上記の数値の3/4とする。 (公) 空気調和・衛生工学会：空気調和・衛生工学便覧第14版、第4巻(平22)</p>

＜新旧対照表＞

編・章	旧	新
<p>第4編 給水装置工事 設計図面及び完成図面 の作成</p> <p>4・2 図面作成の標 準</p> <p>＜解説＞</p> <p>1 図面の作成要領</p>	<p>(1) 設計図面・完成図面は、本市指定の書式（設計図面及び完成図面【日本産業規格A3判 幅420mm×高さ297mm】）を横浜市ウェブサイトよりダウンロードして使用すること。</p> <p>ア 設計図面・完成図面には必ず図番の1番の書式を1枚目に使用する</p> <p>イ 図面が複数枚ある場合は、2枚目以降に図番の2番以降の書式を使用する</p> <p>ウ 図番の2番以降にA2サイズを使用する場合（縮尺1/500で平面図がA3に表示しきれない場合）は、原図の規格はA2判（420mm×594mm）とし、指定書式A3の図番2番以降と同様の書式（A3→A2）とする</p>	<p>(1) 設計図面・完成図面は、本市指定の書式（設計図面及び完成図面【日本産業規格A3判 幅420mm×高さ297mm】）を横浜市ウェブサイトよりダウンロードして使用すること。</p> <p>ア 設計図面・完成図面には必ず図番の1番の書式を1枚目に使用する</p> <p>イ 図面が複数枚ある場合は、2枚目以降に図番の2番以降の書式を使用する</p>

<新旧対照表>

編・章	旧	新
<p>5 工事申込み及び手続き 5・1 給水装置工事申込み</p> <p><解説></p>	<p>4 給水装置工事の申込みは、当該工事場所を担当区域とする水道事務所の窓口での申請又は電子申請により行うこと。</p> <p>2 管理者への申込みは、給水装置工事をしようとするものが工事事業者を選定し、当該工事に係る設計・施工を委任する。工事事業者は、必要書類を水道事務所に、電子申請または窓口で提出し、審査を受けなければならない。</p> <p>申込みに必要な図書 (別紙5-1参照)</p> <p>(8) 代理人選定(変更)届</p> <p>(9) 総代人選定(変更)届</p> <p>(13) 分岐承諾書</p> <p>(15) (16) (17) 道路占用及び掘削工事施行許可申請に必要な図書</p> <p>(18) (19) (20) 公道の本復旧を自己復旧又は他企業が復旧する場合に必要な申請図書</p> <p>(22) 道路内平行私有管譲渡申出書</p> <p>(24) 私道(土地)占用・使用承諾書(譲渡用)</p> <p>(27) 公道内私有管管理確認書</p> <p>(28) 許可申請書(※河川)</p> <p>(29) 急傾斜地崩壊危険区域内行為許可申請書</p> <p>(31) 工事用その他による給水計画等申請書</p> <p>(34) 土地使用承諾書</p> <p>(35) 水理計算確認書</p>	<p>4 給水装置工事の申込みは、給水工事受付センターでの窓口申請又は電子申請により行うこと。</p> <p>2 管理者への申込みは、給水装置工事をしようとするものが工事事業者を選定し、当該工事に係る設計・施工を委任する。工事事業者は、必要書類を給水工事受付センターに、電子申請または窓口で提出し、審査を受けなければならない。</p> <p>申込みに必要な図書 (別紙5-1参照)</p> <p>(12) (13) (14) 道路占用及び掘削工事施行許可申請に必要な図書</p> <p>(15) (16) (17) 公道の本復旧を自己復旧又は他企業が復旧する場合に必要な申請図書</p> <p>(19) 道路内平行私有管譲渡申出書</p> <p>(21) 私道(土地)占用・使用承諾書(譲渡用)</p> <p>(24) 公道内私有管管理確認書</p> <p>(25) 許可申請書(※河川)</p> <p>(26) 急傾斜地崩壊危険区域内行為許可申請書</p> <p>(27) 工事用その他による給水計画等申請書</p> <p>(30) 水理計算確認書</p>

(36) (37) 直結増圧式給水条件承諾書、増圧給水設備設置の猶予条件承諾書

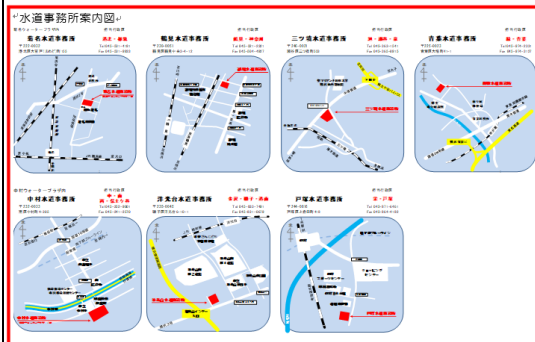
(39) 管路活水器等維持管理誓約書

(40) その他誓約書等

3 申込書類の提出期限

4 給水装置工事の申込みは、当該工事場所を担当区域とする水道事務所で行うこと。

【削除】



5・2 完了届

<解説>

工事事業者は、給水装置工事が完了した場合、速やかに管理者へ給水装置工事完了届を、電子申請または窓口で提出しなければならない。提出方法は、当該工事場所を担当区域とする水道事務所の窓口又は電子申請により行うこと。

完了届に必要な図書
(別紙5-2参照)

(31) (32) 直結増圧式給水条件承諾書、増圧給水設備設置の猶予条件承諾書

(34) 管路活水器等維持管理誓約書

(35) その他誓約書等

3 申込前の事前調整

4 給水装置工事の申込みは、給水工事受付センターで行うこと。

【追加】

<給水工事受付センター案内図>



所在地
保土ヶ谷区川辺町5番地1
交通手段
相模鉄道星川駅下車 徒歩5分
駐車場
17台(公共交通機関での来庁に協力をお願いします)。

受付窓口	電話番号
2階 緑区、青葉区、栄区、戸塚区	TEL 045-489-3041 FAX 045-461-9662
2階 港南区、磯子区、金沢区、旭区、泉区、瀬谷区	TEL 045-489-3024 FAX 045-461-9662
3階 鶴見区、神奈川区、港北区、都筑区 西区、中区、南区、保土ヶ谷区	TEL 045-489-3056 FAX 045-461-9713

水道事務所案内図 (横浜市WEBサイト)
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/suido/sonota/annaizu/>

工事事業者は、給水装置工事が完了した場合、速やかに管理者へ給水装置工事完了届を、電子申請または窓口で提出しなければならない。提出方法は、給水工事受付センターの窓口又は電子申請により行うこと。

完了届に必要な図書
(別紙5-2参照)

<p>5・3 設計変更 ＜解説＞</p> <p>5・5 各種許可関係 ＜解説＞</p>	<p>(6) 給水装置工事記録写真 道路掘削を伴う口径 50mm 以下の給水装置工事を施工した場合、完了届提出時、所定の用紙「口径 50mm 以下給水装置工事道路内施工状況等工事記録写真撮影例 (必須提出用)」参照に必要事項を記入し写真を添付して提出すること。</p> <p>1 届出先 設計変更(工事中止・申込取消)の届出は、申込書の審査を担当した水道事務所へ提出すること。</p> <p>1 掘削及び占用申請 (1) 許可の取得</p> <p>なお、国土交通省が管理する道路の占用工事については、その都度、当該水道事務所と協議するものとする。</p> <p>(2) 小規模占用工事(市道の口径 50 mm 以下布設延長が 20m 未満の掘削占用工事)の場合 〔パターン図申請及び小規模手書申請〕</p> <p>占用面積</p> <p>(3) 幅は、埋設管の口径をメートル単位で記入すること。 記入例</p> <table border="0"> <tr> <td>φ 13 mmを</td> <td>0.013</td> <td rowspan="5">} と</td> </tr> <tr> <td>φ 20 mmを</td> <td>0.020</td> </tr> <tr> <td>φ 25 mmを</td> <td>0.025</td> </tr> <tr> <td>φ 40 mmを</td> <td>0.040</td> </tr> <tr> <td>φ 50 mmを</td> <td>0.050</td> </tr> </table> <p>記入すること。</p> <p>(4) 幅の記入にあたり、さや管を使用して布設した場合は、そのさや管の口径をメートル単位で記入すること。</p>	φ 13 mmを	0.013	} と	φ 20 mmを	0.020	φ 25 mmを	0.025	φ 40 mmを	0.040	φ 50 mmを	0.050	<p>(6) 給水装置工事記録写真 道路掘削を伴う口径 50mm 以下の給水装置工事を施工した場合、完了届提出時、所定の用紙に必要事項を記入し写真を添付して提出すること(「口径 50mm 以下給水装置工事 道路内施工状況等工事記録写真撮影例 (必須提出用)」参照)。</p> <p>(7) 道路掘削工事記録写真 横浜市道で道路掘削を伴う工事を施工した場合、完了届提出時、所定の用紙に必要事項を記入し写真を添付して提出すること(「道路掘削工事記録写真」参照)。</p> <p>道路掘削工事記録写真の様式追加</p> <p>1 届出先 設計変更(工事中止・申込取消)の届出は、給水工事受付センターへ提出すること。</p> <p>1 掘削及び占用申請 (1) 許可の取得</p> <p>なお、国土交通省が管理する道路の占用工事については、その都度、給水工事受付センターと協議するものとする。</p> <p>(2) 小規模占用工事(市道の口径 50 mm 以下布設延長が 20m 未満の掘削占用工事)の場合 〔パターン図申請及び小規模手書申請〕</p> <p>占用面積</p> <p>(3) 幅は、埋設管の外径をメートル単位で記入すること。 記入例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道用ステンレス鋼管 (SSP) 口径 φ 25mm を 0.029m 口径 φ 50mm を 0.049m ・ダクタイル鋳鉄管 (S50 形) 口径 φ 50mm を 0.068m と記入すること。 <p>(4) 幅の記入にあたり、さや管を使用して布設した場合は、そのさや管の外径をメートル単位で記入すること。</p>
φ 13 mmを	0.013	} と											
φ 20 mmを	0.020												
φ 25 mmを	0.025												
φ 40 mmを	0.040												
φ 50 mmを	0.050												

	<p>(5) 埋設管が途中で口径が異なる場合は、各口径別に記入すること。</p> <p>現場案内図 (2) 給水装置工事申込書に記載したものと同等の現場案内図を記入すること。</p> <p>工事番号 番号は、給水装置工事申込書に交付する受付番号を記入すること。</p> <p>(3) 大規模占用工事（市道の口径 50 mm 以下布設延長が 20m以上の掘削占用工事）の場合</p> <p>なお、道路管理者から事前の現場立会いを求められた場合は、原則、当該給水装置工事に選任された主任技術者が、水道事務所担当者とともに立会うものとする。</p> <p>(4) S50 形ダクタイル鋳鉄管及び口径 75 mm以上給水装置の占用工事の場合 オ 占用図等 (ア) 道路占用図は、新設管延長及び口径を記入し、占用面積を算出すること。</p> <p>カ 工事予定現場付近に公共基準点がある場合は、水道事務所に報告し、その指示に従うこと。</p> <p>(6) 国土交通省直轄管理区間の国道に布設する場合 国土交通省直轄管理区間の国道の道路占用及び掘削工事施行許可手続きは、事前に水道事務所と協議のうえ、必要な図書及び図面を作成すること。</p> <p>2 路面復旧面積</p> <p>(4) 路面復旧面積の査定 道路管理者から路面復旧面積の査定の指示があった場合、その指示に従うこと。占用許可書受取りの際、水道事務所担当者に路面復旧面積査定の必要の有無を確認し、査定が必要な場合は、水道事務所担当者と査定日の日程調整を行う。なお、査定の際は原則、当該給水装置工事に選任された主任技術者が、水道事務所担当者とともに立会うものとする。</p>	<p>(5) 埋設管が途中で外径が異なる場合は、各外径別に記入すること。</p> <p>現場案内図 (2) 給水装置工事申込・施行承認申請書に記載したものと同等の現場案内図を記入すること。</p> <p>工事番号 番号は、給水装置工事申込・施行承認申請書に交付する受付番号を記入すること。</p> <p>(3) 大規模占用工事（市道の口径 50 mm 以下布設延長が 20m以上の掘削占用工事）の場合</p> <p>なお、道路管理者から事前の現場立会いを求められた場合は、原則、当該給水装置工事に選任された主任技術者が、管理者（水道局担当者）とともに立会うものとする。</p> <p>(4) S50 形ダクタイル鋳鉄管及び口径 75 mm以上給水装置の占用工事の場合 オ 占用図等 (ア) 道路占用図は、新設管延長及び外径を記入し、占用面積を算出すること。</p> <p>カ 工事予定現場付近に公共基準点がある場合は、給水工事受付センターに報告し、その指示に従うこと。</p> <p>(6) 国土交通省直轄管理区間の国道に布設する場合 国土交通省直轄管理区間の国道の道路占用及び掘削工事施行許可手続きは、事前に給水工事受付センターと協議のうえ、必要な図書及び図面を作成すること。</p> <p>2 路面復旧面積</p> <p>(4) 路面復旧面積の査定 道路管理者から路面復旧面積の査定の指示があった場合、その指示に従うこと。占用許可書受取りの際、給水工事受付センター担当者に路面復旧面積査定の必要の有無を確認し、査定が必要な場合は、水道事務所担当者と査定日の日程調整を行う。なお、査定の際は原則、当該給水装置工事に選任された主任技術者が、管理者（水道局担当者）とともに立会うものとする。</p>
--	---	--

(5) 路面復旧図等の記入方法
ア **給水装置工事申込書** (完了届)

(6) 公道占用工事の変更及び中止届
掘削占用許可手続き完了後又は給水装置工事の施工承認を受けた後、工事の施工予定日、工事の内容変更、工事を中止又は取消す場合は、直ちに当該水道事務所へ次のとおり届出等を行うこと。

3 路面復旧工事に関する管理者への届出

(1) 自己復旧の場合
ア 建設業法に基づく「ほ装工事業」の許可を受けた事業者又は公道の舗装工事の施工実績のある事業者等、本復旧を適切に施工できる復旧工事施工事業者と契約する。ただし、工事事業者自ら適切に本復旧ができる場合を除く。

イ 原則、道路占用許可申請までに、「給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事施工者確認書」及び「給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事履行誓約書」に必要事項を記入し、**水道事務所**へ提出する。

ウ 道路占用許可申請後、路面復旧工事を施工する復旧工事施工事業者を変更する場合は、速やかに**水道事務所**担当者へ連絡するとともに、「給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事施工者確認書」を再提出すること。

エ 路面復旧工事完了後自主検査を行い、速やかに「給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事しゅん工届」に本復旧工事の**施工状況が十分把握できる写真**を添付して**水道事務所**へ提出する。

(2) 他企業復旧の場合

ア 他企業工事と競合する場合は、原則、道路占用許可申請までに給水装置工事に伴う道路掘削跡を含めて路面復旧工事を施工する他企業と調整し、復旧工事施工事業者を決定する。

イ 原則、道路占用許可申請までに、「給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事施工者確認書」及び「給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事履行誓約書」に必要事項を記入し、**水道事務所**へ提出する。

ウ 道路占用許可申請後、路面復旧工事を施工する復旧工事施工事業者を変更する場合は、速やかに**水道事務所**担当者へ連絡するとともに、「給水装置工事に伴う道路

(5) 路面復旧図等の記入方法
ア **給水装置工事申込・施行承認申請書** (完了届)

(6) 公道占用工事の変更及び中止届
掘削占用許可手続き完了後又は給水装置工事の施工承認を受けた後、工事の施工予定日、工事の内容変更、工事を中止又は取消す場合は、直ちに**給水工事受付センター及び**当該水道事務所へ次のとおり届出等を行うこと。

3 路面復旧工事に関する管理者への届出

(1) 自己復旧の場合
ア 建設業法に基づく「ほ装工事業」の許可を受けた事業者又は公道の舗装工事の施工実績のある事業者等、本復旧を適切に施工できる復旧工事施工事業者と契約する。ただし、工事事業者自ら適切に本復旧ができる場合を除く。

イ 原則、道路占用許可申請までに、「給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事施工者確認書」及び「給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事履行誓約書」に必要事項を記入し、**給水工事受付センター**へ提出する。

ウ 道路占用許可申請後、路面復旧工事を施工する復旧工事施工事業者を変更する場合は、速やかに**給水工事受付センター**担当者へ連絡するとともに、「給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事施工者確認書」を再提出すること。

エ 路面復旧工事完了後自主検査を行い、速やかに「給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事しゅん工届」に本復旧工事**記録写真**を添付して**給水工事受付センター**へ提出する。

(2) 他企業復旧の場合

ア 他企業工事と競合する場合は、原則、道路占用許可申請までに給水装置工事に伴う道路掘削跡を含めて路面復旧工事を施工する他企業と調整し、復旧工事施工事業者を決定する。

イ 原則、道路占用許可申請までに、「給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事施工者確認書」及び「給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事履行誓約書」に必要事項を記入し、**給水工事受付センター**へ提出する。

ウ 道路占用許可申請後、路面復旧工事を施工する復旧工事施工事業者を変更する場合は、速やかに**給水工事受付センター**担当者へ連絡するとともに、「給水装置工事に伴う道路

掘削跡路面復旧工事施工者確認書」を再提出すること。

エ 他企業復旧の場合は、「給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事しゅん工届」に添付する施工状況写真は、本復旧が完了していることが確認できる写真を添付し提出する。

(3) 自己復旧及び他企業復旧の標準手続きフロー

① 自己復旧の場合の標準手続きフロー

水道事務所

5 横浜市道路工事調整連絡協議会への手続

月に合わせて、図面等必要な書類を**水道事務所**に提出すること。

6 横浜国道事務所道路工事調整連絡協議会への手続

工事業者は、当該協議会が、4か月ごとに開催されるので、工事施行月に合わせて、図面等必要な書類を**水道事務所**に提出すること。

8 開発行為の手続等

開発面積 1,000 m²以上 20ha 未満ものについてもこの法に準拠して「開発行為に伴う給水施設、設置の協議申請書」を**水道事務所**に2部提出すること。

9 急傾斜地崩壊危険区域内の工事

(1) 急傾斜地の崩壊危険区域内において給水装置工事を行う場合、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号。以下「急傾斜地法」という。）第7条第1項「制限行為」に該当する行為を行うときは、神奈川県横浜治水事務所の許可書の写しを給水装置工事申込書に添付し、**水道事務所**に提出しなければならない。

なお、急傾斜地崩壊危険区域の場合は、神奈川県横浜治水事務所へ許可申請する前に**水道事務所**と布設位置等について事前協議を行うこと。

に伴う道路掘削跡路面復旧工事施工者確認書」を再提出すること。

エ 他企業復旧の場合は、「給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事しゅん工届」に添付する施工状況写真は、本復旧が完了していることが確認できる写真を添付し**給水工事受付センター**に提出する。

(3) 自己復旧及び他企業復旧の標準手続きフロー

① 自己復旧の場合の標準手続きフロー

水道局

5 横浜市道路工事調整連絡協議会への手続

月に合わせて、図面等必要な書類を**給水工事受付センター**に提出すること。

6 横浜国道事務所道路工事調整連絡協議会への手続

工事業者は、当該協議会が、4か月ごとに開催されるので、工事施行月に合わせて、図面等必要な書類を**給水工事受付センター**に提出すること。

8 開発行為の手続等

開発面積 1,000 m²以上 20ha 未満ものについてもこの法に準拠して「開発行為に伴う給水施設、設置の協議申請書」を**給水工事受付センター**に2部提出すること。

9 急傾斜地崩壊危険区域内の工事

(1) 急傾斜地の崩壊危険区域内において給水装置工事を行う場合、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号。以下「急傾斜地法」という。）第7条第1項「制限行為」に該当する行為を行うときは、神奈川県横浜治水事務所の許可書の写しを給水装置工事申込書に添付し、**給水工事受付センター**に提出しなければならない。

なお、急傾斜地崩壊危険区域の場合は、神奈川県横浜治水事務所へ許可申請する前に**給水工事受付センター**と布設位置等について事前協議を行うこと。

<p>5・6 私有管譲渡 ＜解説＞</p>	<p>10 公共基準点の復元 工事事業者は、道路掘削等により公共基準点に支障を及ぼすおそれのある場合は、水道事務所に届け出なければならない。</p> <p>11 河川等掘削及び占用 工事事業者は、河川等で給水装置工事を行う場合は、河川管理者と事前に協議を行い、掘削及び占用にあたって必要な条件の確認や許可申請に必要な書類等を作成し、水道事務所へ提出しなければならない。</p> <p>12 道路使用に係る許可 （１）警察署への道路使用許可申請 イ 許可取得後、この許可書を水道事務所に提示するとともに、工事中は常時携帯しなければならない。</p> <p>2 既に道路内に平行して布設（設置）されている給水管を譲渡する場合の手続は次による。 私有管の所有者は、水道事務所と譲渡についての事前協議を行った後、次の書類を提出する。</p>	<p>10 公共基準点の復元 工事事業者は、道路掘削等により公共基準点に支障を及ぼすおそれのある場合は、給水工事受付センターに届け出なければならない</p> <p>11 河川等掘削及び占用 工事事業者は、河川等で給水装置工事を行う場合は、河川管理者と事前に協議を行い、掘削及び占用にあたって必要な条件の確認や許可申請に必要な書類等を作成し、給水工事受付センターへ提出しなければならない。</p> <p>12 道路使用に係る許可 （１）警察署への道路使用許可申請 イ 許可取得後、この許可書を給水工事受付センターに提示するとともに、工事中は常時携帯しなければならない。</p> <p>2 既に道路内に平行して布設（設置）されている給水管を譲渡する場合の手続は次による。 私有管の所有者は、給水工事受付センターと譲渡についての事前協議を行った後、次の書類を提出する。</p>
---------------------------	--	---

申込みに必要な図書

No	図 書 名	様 式	部数	備 考
(1)	給水装置工事申込書	施行規程第3号	1	横浜市ウェブサイトよりダウンロード
(2)	設計図面 (A3)		1	指定の書式 (横浜市ウェブサイトよりダウンロード) 消火栓がある場合は2部追加 (消防用) A2 の場合は5部追加
(3)	使用予定水量申請書		1	指定の用紙
(4)	給水装置所有者変更届	施行規程第12号	1	原則メーター1個につき1枚
(5)	宅地内引込管所有者変更届		1	指定の用紙
(6)	建築確認通知書の写し		1	
(7)	建築確認済証未提出に係る届出書		(1)	No. 6 の添付ができない場合
(8)	総代人選定(変更)届	施行規程第2号	1	必要と認める場合
(9)	給水申込書(新設等)	施行規程第8号	1	開栓用紙、必要に応じてメーター1個につき1枚
(10)	給水申込書(再開)	施行規程第8号	1	〃、〃
(11)	給水装置使用中止(廃止)届	施行規程第9号	1	停水用紙、〃
(12)	分岐承諾書		1	
(13)	使用材料確認書		1	口径75mm以上の分岐からメーターまでの材料
(14)	道路掘削申請手続き申込書		1	案内図1部添付
(15)	道路掘削及び占用図		1	図面をA2で作成する場合は4部
(16)	道路占用手続き委任書		1	
(17)	給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事履行誓約書		1	
(18)	給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事施工者確認書		1	
(19)	給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事しゅ		1	
(20)	河川水路下水等の占用に必要な申請図書		1	
(21)	道路内平行私有管譲渡申出書		1	
(22)	道路内平行私有管譲渡に関する確認書		1	
(23)	私道(土地) 占用・使用承諾書		1	譲渡用
(24)	私有管無償譲渡契約書		1	譲渡契約締結の場合
(25)	道路占用及び掘削許可書(写し)		1	公道内に私有管を所有する場合
(26)	公道内私有管管理確認書		1	〃
(27)	許可申請書 ※河川		1	河川に私有管を所有する場合、許可書の写し
(28)	急傾斜地崩壊危険区域内行為許可申請書		1	許可書の写し
(29)	業種変更予定装置給水計画等申請書		1	
(30)	工事用その他による給水計画等申請書		1	前受け料金用
(31)	開発行為に伴う消防局の同意書		1	
(32)	受水槽施設事前相談(指導)票		1	横浜市受水槽施設事前指導に関する要綱参照
(33)	土地使用承諾書		1	
(34)	水理計算確認書		1	3階建以上の建物及び管理者が必要と認める場合
(35)	直結増圧式給水条件承諾書		1	直結増圧の場合
(36)	増圧給水設備設置の猶予条件承諾書		1	直結増圧猶予の場合
(37)	各戸メーター等譲渡申請書		1	既設建物直結給水切替用
(38)	管路活水器等維持管理誓約書		1	
(39)	その他誓約書等		1	管理者が必要と認める場合

申込みに必要な図書

No	図 書 名	様 式	部数	備 考
(1)	給水装置工事申込・施行承認申請書	施行規程第3号	1	横浜市ウェブサイトよりダウンロード
(2)	設計図面 (A3)		1	指定の書式 (横浜市ウェブサイトよりダウンロード)
(3)	使用予定水量申請書		1	指定の用紙
(4)	給水装置所有者変更届	施行規程第12号	1	原則メーター1個につき1枚
(5)	宅地内引込管所有者変更届		1	指定の用紙
(6)	建築確認通知書の写し		1	
(7)	建築確認済証未提出に係る届出書		(1)	No. 6 の添付ができない場合
(8)	給水申込書(新設等)	施行規程第8号	1	開栓用紙、必要に応じてメーター1個につき1枚
(9)	給水申込書(再開)	施行規程第8号	1	〃、〃
(10)	給水装置使用中止(廃止)届	施行規程第9号	1	停水用紙、〃
(11)	使用材料確認書		1	口径75mm以上の分岐からメーターまでの材料
(12)	道路掘削申請手続き申込書		1	案内図1部添付
(13)	道路掘削及び占用図		1	
(14)	道路占用手続き委任書		1	
(15)	給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事履行誓約書		1	
(16)	給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事施工者確認書		1	
(17)	給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事しゅ		1	
(18)	河川水路下水等の占用に必要な申請図書		1	
(19)	道路内平行私有管譲渡申出書		1	
(20)	道路内平行私有管譲渡に関する確認書		1	
(21)	私道(土地) 占用・使用承諾書		1	譲渡用
(22)	私有管無償譲渡契約書		1	譲渡契約締結の場合
(23)	道路占用及び掘削許可書(写し)		1	公道内に私有管を所有する場合
(24)	公道内私有管管理確認書		1	〃
(25)	許可申請書 ※河川		1	河川に私有管を所有する場合、許可書の写し
(26)	急傾斜地崩壊危険区域内行為許可申請書		1	許可書の写し
(27)	工事用その他による給水計画等申請書		1	前受け料金用
(28)	開発行為に伴う消防局の同意書		1	
(29)	受水槽施設事前相談(指導)票		1	横浜市受水槽施設事前指導に関する要綱参照
(30)	水理計算確認書		1	3階建以上の建物及び管理者が必要と認める場合
(31)	直結増圧式給水条件承諾書		1	直結増圧の場合
(32)	増圧給水設備設置の猶予条件承諾書		1	直結増圧猶予の場合
(33)	各戸メーター等譲渡申請書		1	既設建物直結給水切替用
(34)	管路活水器等維持管理誓約書		1	

完了届に必要な図書

No	図 書 名	様式	部数	備 考
(1)	給水装置工事完了届	施行規程第5号	2	横浜市ウェブサイトよりダウンロード 正副各1部
(2)	完成図面 (A3)		2	指定の書式 (横浜市ウェブサイトよりダウンロード) 正副各1部。 A2の場合は11部
(3)	オフセット図		1	完成図面に記入
(4)	水槽以下設備図		1	管理者が必要と認める場合
(5)	受水槽施設概要書		1	受水槽を設置・変更・撤去の場合
(6)	給水装置工事記録写真		1	道路掘削を伴う場合必須提出
(7)	メーター預り書 メーター設置届出書		1	既設建物直結給水切替用 メーター受領時及び設置後速やかに提出
(8)	連絡責任者選定 (変更) 届		1	
(9)	共同住宅等の使用者名簿		1	
(10)	施錠装置付共同住宅に係る 施錠装置の解錠方法 (解錠方法 の変更) 届出書		1	オートロックマンションの場合
(11)	給水装置工事に伴う道路掘削跡 路面復旧工事しゅん工届		1	本復旧工事が完了している場合
(12)	その他			管理者が必要と認める場合

完了届に必要な図書

No	図 書 名	様式	部数	備 考
(1)	給水装置工事完了届	施行規程第5号	1	横浜市ウェブサイトよりダウンロード
(2)	完成図面 (A3)		1	指定の書式 (横浜市ウェブサイトよりダウンロード)
(3)	オフセット図		1	完成図面に記入
(4)	水槽以下設備図		1	管理者が必要と認める場合
(5)	受水槽施設概要書		1	受水槽を設置・変更・撤去の場合
(6)	給水装置工事記録写真		1	道路掘削を伴う場合必須提出
(7)	道路掘削工事記録写真		1	横浜市道の道路掘削を伴う場合必須提出
(8)	メーター預り書 メーター設置届出書		1	既設建物直結給水切替用 メーター受領時及び設置後速やかに提出
(9)	連絡責任者選定 (変更) 届		1	
(10)	共同住宅等の使用者名簿		1	
(11)	施錠装置付共同住宅に係る 施錠装置の解錠方法 (解錠方法 の変更) 届出書		1	オートロックマンションの場合
(12)	給水装置工事に伴う道路掘削跡 路面復旧工事しゅん工届		1	本復旧工事が完了している場合
(13)	その他			管理者が必要と認める場合

＜新旧対照表＞

編・章	旧	新
<p>第6編 給水装置の施工</p> <p>6・1 管理者への連絡調整</p> <p>＜解説＞</p>	<p>1 工事業業者は、原則として給水装置工事申込書受付の日から起算して5日以内（土・日曜日、祝日、休庁日は除く）は、工事着手することはできないものとする。）</p> <p>1 （1）口径50mm以下（S50形ダクタイル鋳鉄管を除く）の場合、道路掘削を伴う分岐・穿孔工事については、施工連絡日までに手数料・工事費が納入されていなければならない。また、道路掘削を伴わない工事の場合は、完了届提出日までとする。なお、工事着手日について施主等と事前に十分協議の上、給水装置工事申込書工程表欄に記入すること。</p>	<p>1 工事業業者は、原則として給水装置工事申込・施行承認申請書受付の日から起算して5日以内（土・日曜日、祝日、休庁日は除く）は、工事着手することはできないものとする。</p> <p>1 （1）口径50mm以下（S50形ダクタイル鋳鉄管を除く）の場合、道路掘削を伴う分岐・穿孔工事については、施工連絡日までに手数料・工事費が納入されていなければならない。また、道路掘削を伴わない工事の場合は、完了届提出日までとする。なお、工事着手日について施主等と事前に十分協議の上、給水装置工事申込・施行承認申請書工程表欄に記入すること。</p>
<p>6・4 給水管の明示</p> <p>＜解説＞</p>	<p>1 明示に使用する材料及び方法は、道路法施行令（昭和27年政令第179号）、道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）及び建設省道路局通達（昭和46年建設省道政第59号・同第69号）「地下に埋設する電線等の表示に用いるビニルテープ等の地色について」及び「地下に埋設する水管の表示に用いるビニルテープ等の地色について」に基づき施行するものとする。 なお、取り扱いは、「地下埋設物明示に関する取扱要領」（道路局）によること。</p>	<p>1 明示に使用する材料及び方法は、道路法施行令（昭和27年政令第479号）、道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）及び建設省道路局通達（昭和46年建設省道政第59号・同第69号）「地下に埋設する電線等の表示に用いるビニルテープ等の地色について」及び「地下に埋設する水管の表示に用いるビニルテープ等の地色について」に基づき施行するものとする。</p>
<p>6・5・2 仕切弁の設置</p> <p>＜解説＞</p>	<p>1 仕切弁の位置 配水支管及び給水本管から分岐する場合は、仕切弁の操作にあたり、交通上極力安全な場所で分岐か所に近い道路上に仕切弁を設置すること。また、原則として官民境界の公道側に設置すること。 埋設物等が支障となる場合は、水道事務所と協議してその位置を定めること。</p>	<p>1 仕切弁の位置 配水支管及び給水本管から分岐する場合は、仕切弁の操作にあたり、交通上極力安全な場所で分岐か所に近い道路上に仕切弁を設置すること。また、原則として官民境界の公道側に設置すること。 埋設物等が支障となる場合は、給水工事受付センターと協議してその位置を定めること。</p>
<p>6・5・4 空気弁の設置</p> <p>＜解説＞</p>	<p>1 空気弁の位置 空気弁の設置は、配管上高所になる位置を確認し、水道事務所と協議して定めること。</p>	<p>1 空気弁の位置 空気弁の設置は、配管上高所になる位置を確認し、給水工事受付センターと協議して定めること。</p>
<p>6・6 水道メーターの設置</p>	<p>1 メーターの設置位置 （5）メーターの設置予定か所には、必ず連絡管等を設けておくこと。〔呼び径50連絡管は水道事務所、呼び径75以上は給水維持課水道メーター係（以下「メーター係」という。）で貸与する。なお、メーター取付け後速やかに返納すること。〕</p>	<p>1 メーターの設置位置 （5）メーターの設置予定か所には、必ず連絡管等を設けておくこと。〔口径50mm以上は給水工事受付センターで貸与する。なお、メーター取付け後速やかに返納すること。〕</p>

<p><解説></p> <p>6・7・4 現場管理 <解説></p> <p>6・8 配管 6・8・1 配管工事 <解説></p> <p>6・9 給水装置の撤去 <解説></p> <p>6・10 水の安全・衛生対策</p>	<p>3 メーター、表函、メーターきょう、メーターボックスの選定及び設置 (1) メーターの設置 ア 口径75mm以上のメーターの設置にあたっては、事前にメーター係及び各水道事務所と協議し、メーター係の立会いの下に取り付けること。</p> <p>3 メーター、表函、メーターきょう、メーターボックスの選定及び設置 (5) メーター設置後、適合しないか所が発見された場合は、メーター係の指示に従い速やかに改善すること。 (6) 口径75mm以上の場合で標準以外の表函を使用する場合は、事前にメーター係と協議をすること。</p> <p>標準寸法外によって築造する場合は、メーター係と協議すること。</p> <p>1 工事の施行は、次の技術指針・基準等を参考にすること。 (1) 土木工事安全施工技術指針 (国土交通省大臣官房技術調査課—令和2年3月改正)</p> <p>イ 構造物計算書の提出 (ア) 口径50mm以下の管を河川等に単独で横断させ、かつ、次表に定める横断長を超える場合は、給水装置工事申込書に構造物計算書を添付して提出すること。</p> <p>(イ) 口径75mm以上の工事の場合は、給水装置工事申込書に構造物計算書を添付して提出すること。</p> <p>なお、T字管・割T字管・メカニカルチーヅ等の場合は、切管等を使用して直にすること。</p> <p>表(撤去工事に使用する指定材料)</p> <p><解説> 1 水の汚染防止 (1) 停滞水防止 ア 規模の大きい開発地域で計画給水戸数に満たない期間は、停滞水により水質汚染するおそれがあるので給水装置の設置について水道事務所と協議しなければならない。</p>	<p>3 メーター、表函、メーターきょう、メーターボックスの選定及び設置 (1) メーターの設置 ア 口径75mm以上のメーターの設置にあたっては、事前に給水工事受付センターと協議すること。</p> <p>3 メーター、表函、メーターきょう、メーターボックスの選定及び設置 (5) メーター設置後、適合しないか所が発見された場合は、給水工事受付センターの指示に従い速やかに改善すること。 (6) 口径75mm以上の場合で標準以外の表函を使用する場合は、事前に給水工事受付センターと協議をすること。</p> <p>標準寸法外によって築造する場合は、給水工事受付センターと協議すること。</p> <p>1 工事の施行は、次の技術指針・基準等を参考にすること。 (1) 土木工事安全施工技術指針 (国土交通省大臣官房技術調査課—令和4年2月改正)</p> <p>イ 構造物計算書の提出 (ア) 口径50mm以下の管を河川等に単独で横断させ、かつ、次表に定める横断長を超える場合は、給水装置工事申込・施行承認申請書に構造物計算書を添付して提出すること。</p> <p>(イ) 口径75mm以上の工事の場合は、給水装置工事申込・施行承認申請書に構造物計算書を添付して提出すること。</p> <p>なお、T字管・割T字管・メカニカルチーヅ等の場合は、管理者の承認を受けた管種・口径の切管等を使用して直にすること。</p> <p>表(撤去工事に使用する指定材料) 削除</p> <p><解説> 1 水の汚染防止 (1) 停滞水防止 ア 規模の大きい開発地域で計画給水戸数に満たない期間は、停滞水により水質汚染するおそれがあるので給水装置の設置について給水工事受付センターと協議しなければならない。</p>
--	--	---

＜新旧対照表＞

編・章	旧	新
<p>7 検 査</p> <p>7・3 検査の合否 ＜解 説＞</p>	<p>2 給水装置の構造・材質が政令で定める基準に適合していない場合は、基準適合品に取り替えるまでの間メーターの設置は行わないものとする。ただし、完了検査に不適切な事項を指摘された場合でも、軽易な図面訂正等で是正できる内容のものについては、工事事業者が水道事務所において速やかに図面の訂正等を行うものとする。</p>	<p>2 給水装置の構造・材質が政令で定める基準に適合していない場合は、基準適合品に取り替えるまでの間メーターの設置は行わないものとする。</p> <p>また、完了検査に不適切な事項を指摘された場合、軽易な図面訂正等で是正できる内容のものについては、工事事業者が速やかに図面の訂正等を行い水道事務所に郵送または電子データで送付するものとする。なお、窓口提出する場合は給水工事受付センターに提出することとする。</p>

<新旧対照表>

編・章	旧	新
参考資料	<p>道路内私有管改良工事について (別紙8-1参照)</p> <p>更生工事施行計画書 (別紙8-3参照)</p> <p>給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事しゅん工届 (別紙8-5参照)</p> <p>給水装置工事申込者変更届 (別紙8-7参照)</p> <p>(直結増圧式給水等) 条件承諾書 (別紙8-9参照)</p> <p>高置水槽への直結給水に係る誓約書 (別紙8-11参照)</p> <p>加入金控除申請書 (別紙8-13参照)</p> <p>給水装置工事フロー (別紙8-15参照)</p>	<p>道路内私有管改良工事について (別紙8-2参照)</p> <p>更生工事施行計画書 (別紙8-4参照)</p> <p>給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事しゅん工届 (別紙8-6参照)</p> <p>給水装置工事申込者変更届 (別紙8-8参照)</p> <p>(直結増圧式給水等) 条件承諾書 (別紙8-10参照)</p> <p>高置水槽への直結給水に係る誓約書 (別紙8-12参照)</p> <p>加入金控除申請書 (別紙8-14参照)</p> <p>給水装置工事フロー (別紙8-16参照)</p>

道路内私有管改良工事について

道路内に布設されている給水本管（私有管）の改良工事を施工する場合には、需要家の方々が自費で工事をしていただくことになっておりますが、一定の要件が満たされた場合には水道局にて改良工事を行う制度があります。

改良工事の適用対象

- 1 適用対象は既設給水本管から2戸以上分岐しており、次の各号のいずれかに該当するものであること。
 - (1) 赤水、給水不良が発生しているもの
 - (2) 漏水、破裂の頻度が多いもの
 - (3) 埋設深度が浅く道路舗装又は道路改良工事の障害となるもの
- 2 複数の給水管が同一道路内に布設され、これらの整理統合が必要であると横浜市水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認めたもの。
- 3 その他、管理者が必要と認めたもの。

適用対象の除外

前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、適用の対象となりません。

- (1) 給水本管の所有者が、法人（会社、国及び地方公共団体、各種法人、団体）の場合。ただし、個人がその給水本管を利用している場合で、給水本管の所有者に経費を負担させることが適当でないとして管理者が認めた場合は、この限りでない。
- (2) 改良する給水本管を配水支管に直接接続することができない場合。

適用の条件

適用の条件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該改良工事の施行について、所有者等の関係者全員が同意するものであること。
- (2) 工事完了後、配水支管とし、本市の水道施設とすること。
- (3) 工事費の一部として取付替1か所につき5,000円の負担金を納付すること。

その他

管理者が施行する改良工事に関し、利害関係人その他の者から異議が生じたときは、申請者が解決にあたるものとする。

※道路内私有管改良工事の適用についての詳細につきましては、当該私有管が布設されている区を所管する水道局水道事務所へお問合せください。

道路内私有管改良工事について

道路内に布設されている給水本管（私有管）の改良工事を施工する場合には、需要家の方々が自費で工事をしていただくことになっておりますが、一定の要件が満たされた場合には水道局にて改良工事を行う制度があります。

改良工事の適用対象

- 1 適用対象は既設給水本管から2戸以上分岐しており、次の各号のいずれかに該当するものであること。
 - (1) 赤水、給水不良が発生しているもの
 - (2) 漏水、破裂の頻度が多いもの
 - (3) 埋設深度が浅く道路舗装又は道路改良工事の障害となるもの
- 2 複数の給水管が同一道路内に布設され、これらの整理統合が必要であると横浜市水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認めたもの。
- 3 その他、管理者が必要と認めたもの。

適用対象の除外

前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、適用の対象となりません。

- (1) 給水本管の所有者が、法人（会社、国及び地方公共団体、各種法人、団体）の場合。ただし、個人がその給水本管を利用している場合で、給水本管の所有者に経費を負担させることが適当でないとして管理者が認めた場合は、この限りでない。
- (2) 改良する給水本管を配水支管に直接接続することができない場合。

適用の条件

適用の条件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該改良工事の施行について、所有者等の関係者全員が同意するものであること。
- (2) 工事完了後、配水支管とし、本市の水道施設とすること。
- (3) 工事費の一部として取付替1か所につき5,000円の負担金を納付すること。

その他

管理者が施行する改良工事に関し、利害関係人その他の者から異議が生じたときは、申請者が解決にあたるものとする。



更生工事施行計画書

1 申請者等

給水装置工事申込者	住 所	
	氏 名	
給水装置工事事業者	住 所	
	名 称	
	指定番号	第 _____ 号
管更生工事施行者	住 所	
	名 称	
	電 話	

2 建物概要

工事場所	区 _____		
建物名称			
階層・戸数	階建	戸	
量水器	口 径	mm	個
	口 径	mm	個

3 更生工事の工法

工法名	※審査証明番号 第 _____ 号		
クリーニング (研磨) 方法	工法名称 (内容)		
ライニング施工方法	工法名称 (内容)		
	塗 料	名 称	
		乾燥方法	
		乾燥時間	日間・時間 (温度 °C)
	塗膜厚	mm以上 ~ mm以下	
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日		
施工内容	仮設配管	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
		口径	mm 延長 m
		口径	mm 延長 m
	更生工事	口径	mm 延長 m
		口径	mm 延長 m
		口径	mm 延長 m
		口径	mm 延長 m

※審査証明番号は、建設技術審査証明協議会(財団法人建築保全センター)の「建築物等の保全技術審査証明」を受けている場合に記入してください。

受 付

更生工事施行計画書

1 申請者等

給水装置工事申込者	住 所			
	氏 名			
給水装置工事事業者	住 所			
	名 称			
	指定番号	第		号
管更生工事施行者	住 所			
	名 称			
	電 話			

2 建物概要

工事場所	区			
建物名称				
階層・戸数	階建		戸	
量水器	口 径	mm		個
	口 径	mm		個

3 更生工事の工法

工法名				※審査証明番号		第		号				
クリーニング (研磨) 方法	工法名称 (内容)											
ライニング施工方法	工法名称 (内容)											
	塗 料	名 称										
		乾燥方法										
		乾燥時間	日間・時間		(温度		℃)					
	塗膜厚	mm以上	～		mm以下							
工 期	年		月		日	～		年		月		日
施工内容	仮設配管	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無									
		口径	mm	延長		m						
		口径	mm	延長		m						
	更生工事	口径	mm	延長		m						
		口径	mm	延長		m						
		口径	mm	延長		m						

※審査証明番号は、建設技術審査証明協議会(一般財団法人建築保全センター)の「建築物等の保全技術審査証明」を受けている場合に記入してください。

受 付

給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事しゅん工届

年 月 日

横浜市水道事業管理者

届出者（指定給水装置工事事業者）

住所

事業者名

代表者

主任技術者

電話 ()

年 区第 号給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事が次のとおりしゅん工しましたので、工事記録写真を添えて届けます。

給水装置工事 申 込 者		
許 可 年 月 日 許 可 番 号	年 月 日	横浜市 土 指令第 号
申 請 年 月 日 申 請 番 号	年 月 日	水 第 号
工 事 の 目 的	給水管新設 給水装置工事申込者による工事	
工 事 の 場 所	路 線 名	車道
	場 所	横浜市 区 町 丁目 番地先 横浜市 地先
工 事 施 工 者		
工 事 監 督 者		
着 手 年 月 日		
しゅん工 年 月 日		
施 工 内 容	舗装種別	
	表層厚	
	路盤厚	
備 考		

※ 道路掘削跡路面復旧工事を他企業工事で施工する場合は、本復旧工事記録写真を省略することができます。



給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事しゅん工届

年 月 日

横浜市水道事業管理者

届出者 (指定給水装置工事事業者)

住所

事業者名

代表者

主任技術者

電話 ()

年 区第 号給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事が次のとおりしゅん工しましたので、工事記録写真を添えて届けます。

給水装置工事 申 込 者			
許 可 年 月 日 許 可 番 号	年 月 日	横浜市 土 指令第	号
申 請 年 月 日 申 請 番 号	年 月 日	水 第	号
工 事 の 目 的	給水管新設 給水装置工事申込者による工事		
工 事 の 場 所	路 線 名	車道	
	場 所	横浜市 区 町 丁目 番地先 横浜市 地先	
工 事 施 工 者			
工 事 監 督 者			
着 手 年 月 日			
しゅん工 年 月 日			
施 工 内 容	舗装種別		
	表層厚		
	路盤厚		
備 考			

※ 道路掘削跡路面復旧工事を他企業工事で施工する場合は、本復旧工事記録写真を省略し、本復旧が完了していることが確認できる写真を添付することも可とします。

旧

別紙 8 - 7

給水装置工事申込者変更届出書

年 月 日

(届出先)
横浜市水道事業管理者

届出者 (前申込者)

住所

氏名

電話 ()

次のとおり給水装置工事の申込者を変更したいので届け出ます。

申込受付年月日及び受付番号	年 月 日 受付	第 号
工 事 場 所	区	
新 申 込 者	<p>〒 -</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> <p>電話 ()</p> <p>年 月 日</p> <p>私は、次の指定給水装置工事事業者に、下記事項を委任し、 工事を申し込みます。</p> <p>1 給水装置工事の申込手続き及び施行の件</p> <p>2 工事費の納付及び精算に関する件</p>	
指定給水装置工事事業者	住 所 事 業 者 名 代 表 者 電 話	指 定 番 号 第 号
	給 水 装 置 主 任 技 術 者 氏 名	免 状 交 付 番 号 第 号
変 更 事 由 (該当する方を○で囲んでください)	住宅売買 その他 ()	

給水装置工事申込者変更届出書

年 月 日

(届出先)
横浜市水道事業管理者

届出者 (前申込者)

住所

氏名

電話 ()

次のとおり給水装置工事の申込者を変更したいので届け出ます。

申込受付年月日及び受付番号	年 月 日 受付	第 号
工 事 場 所	区	
新 申 込 者 (委任者)	<p>〒 -</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> <p>電話 ()</p> <p>年 月 日</p> <p>横浜市水道条例、横浜市水道条例施行規程、その他横浜市水道事業管理者が定める規程に同意し、次のとおり給水装置工事を申し込みます。 この給水装置工事の施行及び手続き、工事費の納入並びに精算に関することを下記の申請者に委任します。</p>	
申請者 (指定給水装置工事事業者)	住 所 事 業 者 名 代 表 者 電 話	指 定 番 号 第 号
	給 水 装 置 主 任 技 術 者 氏 名	免 状 交 付 番 号 第 号
変 更 事 由 (該当する方を○で囲んでください)	住宅売買 その他 ()	

直結増圧式給水（新設建物・既設建物）
増圧給水設備設置の猶予（新設建物・既設建物）
（提出先）

条件承諾書

横浜市水道事業管理者

給水装置設置場所	横浜市	区	町	丁目	番 番地	号
給水装置設置者 (所有者)の住所・氏名	住所 電話番号 氏名					
建物管理者（管理人） の住所・氏名	住所 電話番号 氏名					
お客さま番号 ※新設番号は水道局で記入	—	～	—	、	—	～
	—	～	—	、	—	～
	—	～	—	、	—	～

（法人の場合は、名称・代表者の氏名）

標記の給水方式による給水のために、下記の条件を承諾します。

記

1 利用者等への周知

次の事項を理解し利用者等に周知させるとともに、給水についての異議・申し立てを水道局（横浜市）に一切いたしません。

(1) 直結増圧給水方式

- ・ 水道施設の工事等に伴う断水・濁水に対応するため増圧給水設備の操作及びメンテナンスを必要とするときは給水装置設置者（所有者）又は建物管理者（管理人）の責任で行います。
- ・ 増圧給水設備及び逆流防止装置の機能を適正に保つため、年 1 回以上の定期点検など必要な維持管理を行います。

(2) 増圧給水設備設置の猶予

- ・ 現時点における給水水压を考慮して猶予をしているため、当該建物の階数、所要水量、配水管の水压その他の事情変更により給水上の支障が生じた場合又はおそれがある場合は、水道局が指定した水道直結加圧形ポンプユニット及び減圧式逆流防止器等を設置します。なお、その際には、水道局へ給水装置工事の申込を行います。

2 水道メーター取替時の措置

計量法に基づく水道メーターの取替え及び水道メーターの異常等による取替えにあたって、水道局に協力し断水することを承諾します。

3 共通事項

- (1) 停電・故障により増圧給水設備が使用できない場合及び、制限給水時、事故時、水道施設の工事等による、一時的な水压低下に伴う上層階での断水や出水不良が生じた場合又はおそれがある場合は、共用の直圧給水栓を使用します。また、その際に損害が生じても水道局に責任を問いません。
- (2) 受水槽式のような水の貯留機能がないため、水道局が行う配水管工事等において断水となった場合、水の使用ができなくなることを承諾します。なお、既設建物で高置水槽を利用する場合についても早期に水の使用ができなくなることを承諾します。
- (3) 上記給水方式に起因して逆流又は漏水が発生し、水道局（横浜市）若しくは、その他の使用者等に損害を与えた場合は、責任を持って補償します。
- (4) 給水装置設置者（所有者）又は建物管理者（管理人）を変更するときは、水道局へ届け出ると共に、変更後の給水装置設置者（所有者）又は建物管理者（管理人）にこの条件承諾書を継承します。
- (5) 既設の受水槽下流側の給水設備を使用した場合、これに起因する漏水等の事故について、給水装置設置者（所有者）又は使用者等の責任において解決するとともに、水道局の指示に従い速やかに改善します。
- (6) オートロック式施錠装置等により、メーター設置場所への立ち入りに制限を設ける場合は、各戸メーターの検針や取替え等、水道局の業務が支障なく行えるよう、当該施錠装置の解錠方法を「施錠装置付共同住宅に係る施錠装置の解錠方法（解錠方法の変更）届出書」により管理者に届け出ます。
- (7) 上記各項の他、横浜市水道条例及び同施行規程を遵守します。
- (8) 上記各項の誓約事項を利用者等に熟知させ、上記給水方式に起因する紛争等については当事者間で解決し、水道局（横浜市）に一切迷惑をかけません。

（注意） 氏名については、署名又は記名押印してください。この場合において、署名については必ず本人が自署してください。

工事受付番号	年度	号
--------	----	---

直結増圧式給水（新設建物・既設建物）
増圧給水設備設置の猶予（新設建物・既設建物）
 （提出先）

条件承諾書

横浜市水道事業管理者

給水装置設置場所	横浜市	区	町	丁目	番 番地	号
給水装置設置者 （所有者）の住所・氏名	住所 電話番号 氏名					
建物管理者（管理人） の住所・氏名	住所 電話番号 氏名					
お客さま番号 ※新設番号は水道局で記入	—	～	—	、	—	～
	—	～	—	、	—	～
	—	～	—	、	—	～

（法人の場合は、名称・代表者の氏名）

標記の給水方式による給水のために、下記の条件を承諾します。

記

1 利用者等への周知

次の事項を理解し利用者等に周知させるとともに、給水についての異議・申し立てを水道局（横浜市）に一切いたしません。

(1) 直結増圧給水方式

- 水道施設の工事等に伴う断水・濁水に対応するため増圧給水設備の操作及びメンテナンスを必要とするときは給水装置設置者（所有者）又は建物管理者（管理人）の責任で行います。
- 増圧給水設備及び逆流防止装置の機能を適正に保つため、年1回以上の定期点検など必要な維持管理を行います。

(2) 増圧給水設備設置の猶予

- 現時点における給水水压を考慮して猶予をしているため、当該建物の階数、所要水量、配水管の水压その他の事情変更により給水上の支障が生じた場合又はおそれがある場合は、水道局が指定した水道直結加圧形ポンプユニット及び減圧式逆流防止器等を設置します。なお、その際には、水道局へ給水装置工事の申込を行います。

2 水道メーター取替時の措置

計量法に基づく水道メーターの取替え及び水道メーターの異常等による取替えにあたって、水道局に協力し断水することを承諾します。

3 共通事項

- 停電・故障により増圧給水設備が使用できない場合及び、制限給水時、事故時、水道施設の工事等による、一時的な水压低下に伴う上層階での断水や出水不良が生じた場合又はおそれがある場合は、共用の直圧給水栓を使用します。また、その際に損害が生じて水道局に責任を問いません。
- 受水槽式のような水の貯留機能がないため、水道局が行う配水管工事等において断水となった場合、水の使用ができなくなることを承諾します。なお、既設建物で高置水槽を利用する場合についても早期に水の使用ができなくなることを承諾します。
- 上記給水方式に起因して逆流又は漏水が発生し、水道局（横浜市）若しくは、その他の利用者等に損害を与えた場合は、責任を持って補償します。
- 給水装置設置者（所有者）又は建物管理者（管理人）を変更するときは、水道局へ届け出ると共に、変更後の給水装置設置者（所有者）又は建物管理者（管理人）にこの条件承諾書を継承します。
- 既設の受水槽下流側の給水設備を使用した場合、これに起因する漏水等の事故について、給水装置設置者（所有者）又は利用者等の責任において解決するとともに、水道局の指示に従い速やかに改善します。
- オートロック式施錠装置等により、メーター設置場所への立ち入りに制限を設ける場合は、各戸メーターの検針や取替え等、水道局の業務が支障なく行えるよう、当該施錠装置の解錠方法を「施錠装置付共同住宅に係る施錠装置の解錠方法（解錠方法の変更）届出書」により管理者に届け出ます。
- 上記各項の他、横浜市水道条例及び同施行規程を遵守します。
- 上記各項の誓約事項を利用者等に熟知させ、上記給水方式に起因する紛争等については当事者間で解決し、水道局（横浜市）に一切迷惑をかけません。

工事受付番号

年度

号

高置水槽への直結給水に係る誓約書

年 月 日

(提出先)

横浜市水道事業管理者

給水装置工事申込者

住所

氏名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

工事場所	横浜市	区	町	丁目	番 番	号
------	-----	---	---	----	--------	---

高置水槽までを直結式とする給水方式を申込むにあたり、次の誓約事項を遵守します。

- 1 高置水槽の貯留機能は受水槽より小さいことから、配水管が断水となった場合、早期に断水となることを了承します。
- 2 配水管の断・減水及び濁水に伴い給水管のバルブ操作を必要とする場合は、給水装置工事申込者（給水装置所有者）の責任で開閉操作を行います。
- 3 高置水槽及び給水設備の維持管理は、「横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例」を遵守し、健康福祉局及び各保健福祉センターの指導に従い適切に行います。
- 4 第三者への譲渡及び使用者等が変更した場合は、本給水方式に係る誓約事項について十分説明し、継承します。
- 5 前各項の誓約事項について、使用者等に周知徹底させ、本給水方式に起因する事故及び紛争等について、当事者間で解決し、水道局には一切迷惑をかけません。

(注意) 氏名については、署名又は記名押印してください。この場合において、署名については必ず本人が自署してください。

工事申請受付番号	年度	号
----------	----	---

高置水槽への直結給水に係る誓約書

年 月 日

(提出先)

横浜市水道事業管理者

給水装置工事申込者

住所

氏名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

工事場所	横浜市	区	町	丁目	番 番	号
------	-----	---	---	----	--------	---

高置水槽までを直結式とする給水方式を申込むにあたり、次の誓約事項を遵守します。

- 1 高置水槽の貯留機能は受水槽より小さいことから、配水管が断水となった場合、早期に断水となることを了承します。
- 2 配水管の断・減水及び濁水に伴い給水管のバルブ操作を必要とする場合は、給水装置工事申込者（給水装置所有者）の責任で開閉操作を行います。
- 3 高置水槽及び給水設備の維持管理は、「横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例」を遵守し、健康福祉局及び各保健福祉センターの指導に従い適切に行います。
- 4 第三者への譲渡及び使用者等が変更した場合は、本給水方式に係る誓約事項について十分説明し、継承します。
- 5 前各項の誓約事項について、使用者等に周知徹底させ、本給水方式に起因する事故及び紛争等について、当事者間で解決し、水道局には一切迷惑をかけません。

工事申請受付番号

年度

号

旧

別紙8-13

加入金控除申請書

年 月 日

横浜市水道局
水道事務所長

申込者 住所
(給水装置撤去者)
氏名

電話 ()

工事受付番号(撤去) 平成 年度 第 号

工事場所(撤去) 区 町 丁目 番地 号

申込者代理人
(指定給水装置工事事業者)

住所

会社名

代表者

電話 ()
担当者

新設工事場所 区 町 丁目 番地 号

加入金充当額 円

加入金控除申請書

年 月 日

横浜市水道事業管理者

申込者 住所
(給水装置撤去者)
氏名

電話 ()

工事受付番号 (撤去) 年度 第 号

工事場所 (撤去) 区 町 丁目 番地 号

指定給水装置工事事業者

住所

会社名

代表者

電話 ()

担当者

新設工事場所 区 町 丁目 番地 号

加入金充当額 円

